

# 改正育児・介護休業法の

実務対応を **サポート** します



## 育児・介護休業規程 作成・変更

10月の改正では産後パパ育休の創設、育休の分割取得が可能になり、育休制度が大きく変わります。そのため育児・介護休業規程で手続等を事前に決めておかなければトラブルの原因になる可能性があります。法改正に対応した規程を提案いたします。

**規程作成・届出 6万円（顧問先様3万円）**

## 育児休業制度説明・意向確認

4月より妊娠・出産を申出た労働者に育休制度や社会保険料免除等の説明をした上で、育休を取得するかどうか意向を確認しなければなりません。労働者や会社が手続等で不安にならないよう社会保険に精通したスタッフが丁寧に説明いたします。

**訪問対応 2万円（顧問先様1万円）**

**オンライン対応 1万円（顧問先様5千円）**

※対象労働者1人あたりの金額です。説明等は1人30分程度です。  
※訪問対応は別途交通費を請求させていただくことがございます。

## 社内書式の見直し

育児関連の書類を社内独自の様式で作成、使用している場合、記載事項が不十分なことがあります。使い慣れた書式を法改正に対応できるよう修正点を確認いたします。

**社内様式作成 2万円（顧問先様1万円）**

## 労使協定書作成

引続き雇用された期間が1年未満の労働者は、4月の改正で労使協定を締結しなければ育児休業の適用除外にできません。適用除外を設けたい場合、有効な協定書を作成いたします。

**協定書作成 2万円（顧問先様1万円）**

社会保険労務士法人・行政書士

# 庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7F

TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F

TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040



LINEページの  
「セミナー、相談会詳細」  
からもお申込できます▶



# 法改正のスケジュール

## 令和4年4月～

- ・ 個別の周知・意向確認義務→確認文書の作成が必要
- ・ 雇用環境整備
- ・ 有期雇用労働者の休業取得要件の緩和→育児・介護休業規程の改定（労使協定締結）が必要

## 令和4年10月～

- ・ 産後パパ育休開始→育児・介護休業規程の改定（労使協定締結）、社内書式の見直しが必要
- ・ 育休の取得分割→育児・介護休業規程の改定（労使協定締結）、社内書式の見直しが必要

## 令和5年4月～

- ・ 育休取得状況の公表義務
- ※従業員数1000人超の会社が対象

## 育児休業実務対応

### 申込用紙(FAX 0120-38-3399)

依頼内容	<input type="checkbox"/> 育児休業説明・意向確認（ 対面 ・ オンライン ）	（ ）
	<input type="checkbox"/> 育児・介護休業規程（ 作成 ・ 届出 ）	（ ）
	<input type="checkbox"/> 社内書式の見直し	（ ）
	<input type="checkbox"/> 労使協定書の作成	（ ）
	<input type="checkbox"/> その他育児休業に関するご依頼	（ ）

希望日時	依頼内容の実施について希望日時を第三希望までご記入ください									
	第一希望	:	月	日	{ }	午前	/	午後	:	～
	第二希望	:	月	日	{ }	午前	/	午後	:	～
	第三希望	:	月	日	{ }	午前	/	午後	:	～

会社名		業種		従業員数	
-----	--	----	--	------	--

会社情報	所在地 :				
	TEL :	FAX :	メールアドレス :		

- ・ お申し込み後3日以内に日程調整等についてお電話申し上げます。
- ・ ※お電話以外をご希望の場合、右記よりご希望方法をお選びください。（メール希望 FAX希望）
- ・ 上記方法での連絡がない場合は、お手数ですが弊社事務所までご連絡をお願いします。（TEL:0120-66-8050）